

## 船舶事故調査報告書

平成29年3月23日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成28年3月3日 06時30分ごろ
発生場所	富山県氷見市氷見漁港東北東方沖 氷見港唐島灯台から真方位063° 3.8海里（M）付近 （概位 北緯36° 53.6′ 東経137° 04.0′）
事故の概要	漁船最久丸は、操業中、船長が、ウインチのドラムと錨綱との間に挟まれて死亡した。
事故調査の経過	平成28年3月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 最久丸、8.44トン TY2-1369（漁船登録番号）、個人所有 11.90m（Lr）×3.17m×0.99m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、昭和55年2月22日
乗組員等に関する情報	船長 男性 67歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年9月7日 免許証交付日 平成26年4月7日 （平成31年4月19日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南東、風力 2 海象：海上 平穏 日出時刻：06時20分ごろ
事故の経過	本船は、船長及び甲板員2人（以下「甲板員A」及び「甲板員B」という。）が乗り組み、多そう張底敷網漁業を行う目的で、平成28年3月3日02時30分ごろ6隻の僚船と共に氷見漁港を出港し、02時50分ごろ氷見漁港東北東方沖の漁場に至った。 本船及び各僚船は、漁期の間海底に常設している漁網の各頂点に連結した網綱を左舷中央に設置したウインチで船首から巻き揚げて揚網し、漁獲した後、次の漁のために漁網を海底に戻す作業の準備をそれ

	<p>ぞれ始めた。</p> <p>本船は、船長が、海底に戻したときの漁網から500～1,000m離れた場所に定置された錨の錨綱を左舷船尾のフェアリーダを通してウインチのドラム（以下「本件ドラム」という。）に導いて巻き、本件ドラム付近の操作位置についた。</p> <p>本船は、機関を中立運転とし、船長がウインチで錨綱を巻き上げるとともに、甲板員Aが船首部で船首方を向いて網綱を繰り出し、甲板員Bが船尾部で船尾方を向いて錨綱の看視にあたり、約1ノットの後進行きあしで各僚船と共に漁網を海底に戻す作業を始めた。</p> <p>甲板員A及び甲板員Bは、左舷中央からの異音を聞き、同時に錨綱の動きが止まったので異変を感じ、左舷中央に近づいたところ、本件ドラムに背中を密着させた状態で倒れている船長を発見した。</p> <p>甲板員A及び甲板員Bは、船長の腹部に錨綱が巻き付いている状況を認めたものの、ウインチの操作方法及び無線機の使用方法を知らなかったため、どうすることもできず、支援を呼ぶつもりで、本船の隣で作業に当たっていた僚船の船長に手を振りながら「おーい」と呼び掛けた。</p> <p>僚船の船長は、本船からの「おーい」という声を聞き、本船を見たところ、甲板員A及び甲板員Bが手を振っていたので異状を察し、集魚を担当する僚船で漁の指揮をとっていた船団長に無線機で知らせ、漁を中断させ、本船に乗り移り、本事故の発生を知った。</p> <p>僚船の船長は、06時30分ごろ、錨綱を切断して船長を救助した後、無線機で船団長に本事故の発生を知らせ、船団長が、漁業協同組合経由で救急車を要請した。</p> <p>船長は、僚船の船長が操縦する本船で氷見漁港に戻り、救急車で病院に搬送されたが、死亡が確認された。</p> <p>船長の死因は、多発性外傷と検案された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船が従事していた多そう張底敷網漁業の漁法は、集魚を担当する1隻の灯船と網綱及び錨綱の操作を担当する8隻の操網船で行う八そう張網漁業の規模を縮小したもので、本船は、操網船であった。</p> <p>船長は、多そう張底敷網漁業の作業員として約6年の経験があり、平成27年9月から船長職をとっていた。</p> <p>本船のウインチは、機関の回転を利用する仕組みで、本件ドラムの船尾側に設置されたクラッチペダル及び変速レバーを併用することにより本件ドラムの回転速度を変えることができるほか、中立とすることができるものであった。</p> <p>本船等の漁網は、同漁網の中心から各頂点までの長さが約45mの六角形であった。</p> <p>錨綱は、直径約20mm、長さ約100mの化学繊維製ロープをもや</p>

	<p>い結びにより13本連結したものであった。</p> <p>船団長は、本事故発生日、出港前に船長と会話をしたとき、船長の健康状態に異状を感じなかった。</p> <p>(写真1 本件ドラム 参照)</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>なし</p> <p>船長の死因は、多発性外傷であった。</p> <p>本船は、氷見漁港東北東方沖において、操業中、船長が本件ドラムに錨綱と共に巻き込まれたものと考えられるが、目撃者がなく、本人が本事故で死亡したことから、巻き込まれた状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、氷見漁港東北東方沖において、操業中、船長が本件ドラムに錨綱と共に巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>

付図1 事故発生場所概略図

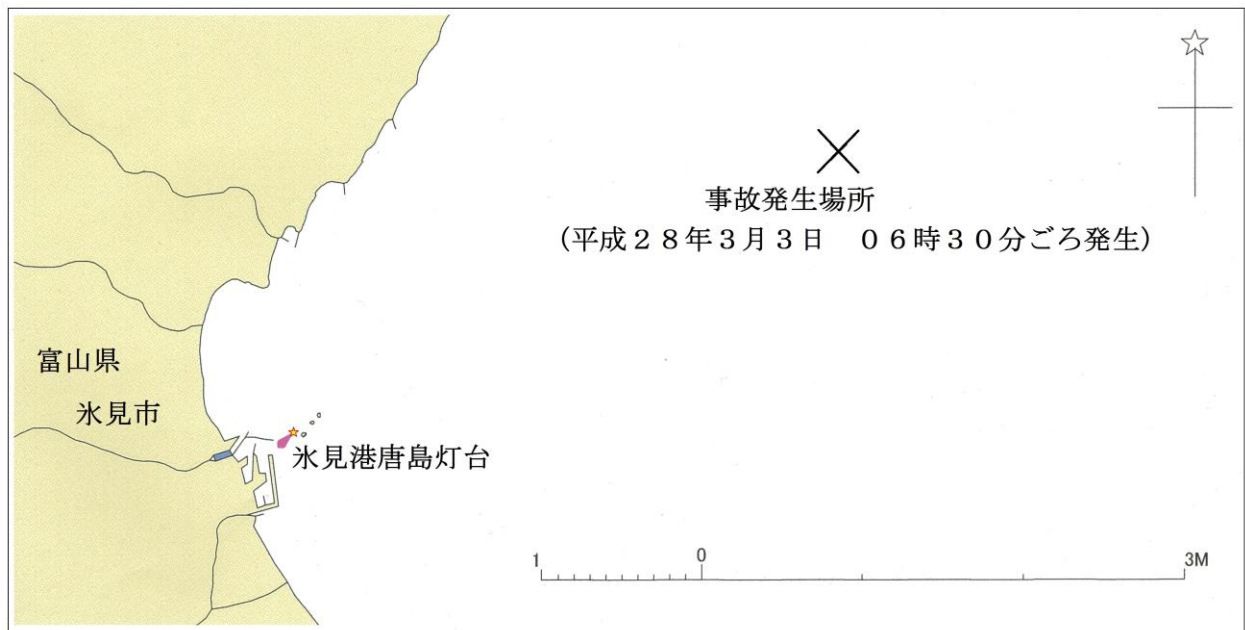


写真1 本件ドラム

